## ○警察安全相談取扱要綱の制定について (通達)

平成22年3月26日

広警相第80号・広警務第538号・広総務第239号・広生企第364号・広地域第422号・広刑総第 423号・広交企第623号・広公第279号警察本部長

改正 平成25年4月広警相第369号・広警務第726号・広総務第405号・広生総第442号・広地 域第1132号・広刑総第456号・広交企第952号・広公第764号

平成26年3月広警務第459号

令和2年3月12日

令和2年12月21日

令和5年12月13日

各部長・参事官

各所属長

広島県警察における警察相談業務については、警察安全相談取扱要綱の制定について(平成13年4月4日付け広警相第20号、広警務第486号、広総務第138号、広生企第268号、広地域第218号、広刑総第263号、広交企第185号、広公一第11号)により推進してきたところであるが、相談への適切な対応が「国民のための警察」確立のために極めて重要であることを再確認するとともに、警察本部、警察署、交番等又は当直のいずれに持ち込まれた相談についても、組織的な管理を徹底するなどにより、その更なる充実強化を図る必要がある。

ついては、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成22年4月1日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底させ、誤りのないようにされたい。

### 別添

警察安全相談取扱要綱

第1章 総則

# 第1 趣旨

この要綱は、警察安全相談業務の運用について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この要綱において、警察安全相談とは、警察に対して指導、助言、相手方への警告、検 挙等何らかの権限行使その他の措置(地理教示、運転免許の更新手続等の各種手続の教示 等の単純な事実の教示を除く。)を求めるものをいい、単なる情報提供は含まない。

### 第3 基本方針

1 相談簿の作成による記録化

警察職員は,警察安全相談を受理した場合は,警務部長が別に定める様式による相談 簿を作成し,完結に至るまでの対応状況,指揮事項等を記載すること。

#### 2 相談者の立場に立った対応

警察安全相談は、千差万別であり、その中には直ちに警察措置を講じることのできない事案もあるが、警察安全相談を受けた場合は、刑罰法令に抵触しない事案についても、対応可能な関係機関(以下「他機関」という。)を紹介するなど相談者の心情に配意しつつ、真摯な対応を行うこと。

なお、申出内容が警察安全相談に当たるかどうかは、相談者の言葉から形式的に判断することなく、相談者の立場、相談者が置かれている状況その他諸般の事情を総合的に 考慮し、実質的に判断した上、対応すること。

### 3 「民事不介入」についての誤った認識の払拭

警察安全相談には、民事関係や家庭内におけるものが含まれているが、そのような相談についても、相談者及び関係者(以下「相談者等」という。)に危害が及ぶおそれがないか慎重に判断し、刑罰法令に抵触する事案については迅速かつ的確な捜査を行うとともに、刑罰法令に抵触しない事案についても、積極的に相談者等への防犯指導及び相手方に対する指導、警告等の適切な措置を講じ、被害の未然防止に努めること。

#### 4 警察安全相談への積極的な対応

全ての警察職員は、警察安全相談を受ける可能性があることに留意し、その対応のいかんが相談者等の生命、身体、財産等に大きく影響を及ぼしうることを認識して、適切に対応すること。

## 5 警察安全相談業務の組織的管理の徹底

警察安全相談の第一次対応者による指導助言等によって、相談者が納得した旨申し述べた場合であっても、所要の手続をとること。また、人の生命又は身体の安全に係る相談については、急迫する危害のおそれがないと思料される場合であっても、所要の手続をとること。

なお、相談者に対して警察としては対応することができない旨の説明及び当該相談に 対応することができる他機関の教示のみの対応がなされた相談についても、所要の手続 をとること。

第2章 警察安全相談の受理及び対応

### 第4 警察安全相談体制

## 1 警察安全相談担当部署

- (1) 警察本部にあっては警務部警察安全相談課(以下「警察安全相談課」という。) を、警察署にあっては警務課を警察安全相談の担当部署(以下これらを「警察安全相 談担当部署」という。)とする。
- (2) 警察安全相談担当部署においては、警察安全相談の受理のほか、警察安全相談に 関する企画、調査及び総合調整に関する業務を推進する。

#### 2 警察安全相談員

- (1) 警察署の警務課警察安全相談係に警察安全相談員を配置することができる。
- (2) その他警察安全相談員について必要な事項は、別に定める。

### 第5 警察安全相談の受理の基本

1 警察安全相談の受理については、警察本部にあっては当該業務を主管する所属(以下「本部主管課」という。)が、警察署にあっては当該業務を主管する課(以下「署主管課」という。)が受理することを基本とし、主管課(本部主管課及び署主管課をいう。)が直ちに判明しない場合又は当該相談に対応すべき業務を警察が所管していない場合若しくは所管しているか否かが直ちに判断できない場合においては、警察安全相談担当部署が受理する。ただし、当直勤務時間にあっては、警察本部又は警察署の当直において当該相談を受理する。

なお、交番、駐在所及び警備派出所(以下「交番等」という。)にあっては、通常又は当直勤務時間にかかわらず交番等において当該相談を受理する。

2 前1のもののうち、告訴・告発事件に係る相談・申出の受理については、警察本部にあっては本部告訴センター(告訴・告発事件処理要領の制定について(平成12年12月22日付け広刑総第1246号、広生企第1061号、広交企第751号、広公一第347号)別添告訴・告発事件処理要領(以下「処理要領」という。)第4に規定する本部告訴センターをいう。)が、警察署にあっては警察署告訴センター(処理要領第3に規定する警察署告訴センターをいう。)が受理する。

#### 第6 警察安全相談への対応

1 所属長による指揮監督の徹底

所属長は、自所属における警察安全相談業務の責任者として、警察安全相談の内容、 対応状況等の把握及びその適切な取扱いに関する指揮監督を徹底すること。

#### 2 警察署の対応

(1) 警察署で受理した警察安全相談は、署主管課において、警察署長の指揮の下に的確に対応すること。

なお、警察署長は、署主管課のみでは当該相談に的確に対応することが困難である と判断した場合は、警察署の他の課に支援させ、又は警察本部に支援を求めるなどし て、対応に万全を期すこと。

(2) 署主管課は、警察安全相談に係る事案について、事件化の可否を検討するほか、 必要に応じ相談者等への防犯指導又は保護対策を講じるとともに、相手方に対する指 導、警告等の措置を講じるなど、被害の未然防止に当たること。

### 3 警察本部の対応

- (1) 警察本部で受理した警察安全相談は、本部主管課において、当該本部主管課の長の指揮の下に的確に対応すること。
- (2) 警察本部で受理したもののうち、本部主管課において対応するよりも警察署で対応することが適切なものについては、当該本部主管課の長は、その事案に係る警察署の長に対応を依頼すること。
- (3) 警察本部の各所属は、所管する事務に係る警察署の警察安全相談への対応について、警察署に対し必要な支援を行うこと。
- 4 相談内容に応じた適切な対応
  - (1) 警察安全相談に係る事案が刑罰法令に抵触するもの 警察安全相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められるときは,直ちにその事 件担当課に引き継ぐこと。
  - (2) 受理時点では犯罪ではないが将来相談者等に対して危害が及ぶおそれのあるもの 警察安全相談に係る事案がその時点で刑罰法令に抵触しないが、相手方の行為が将 来エスカレートして相談者等に危害が及ぶおそれがあると認められるときは、相談者 等に対する防犯指導及びその住居周辺のパトロール等による警戒・保護活動を行うと ともに、相手方に対する指導、警告等の措置を効果的に講じること。
  - (3) 前(1)及び(2)以外のもの

事案に応じ、相談者等の立場に立った適切な助言指導を行うこと。この場合において、本来地域社会で措置すべきもの又は他機関で対応すべきものについては、相談者に対してその旨を明確に告げ、必要に応じて他機関へ確実に引き継ぐこと。

- 5 人身安全関連事案への対応
  - 警察安全相談に係る事案のうち、人身安全関連事案の対応については別に定める。
- 6 特異な警察安全相談の報告
  - (1) 所属長は、特異な警察安全相談を受理した場合は、事案の概要及び対応状況を警

務部警察安全相談課長(以下「警察安全相談課長」という。)及び本部主管課の長へ 報告すること。

- (2) 警察安全相談課長又は本部主管課の長は、将来、社会的反響が大きい事案に発展する可能性があるなど特異・重要な警察安全相談を受理した又は報告を受けた場合は、 事案の概要及び対応状況を警察本部長へ報告すること。
- 7 個人情報等の取扱い

警察安全相談業務に関して知り得た個人情報等については、保秘を徹底するとともに、 相談者等の名誉及び信用を損なうことのないよう適正に取り扱うこと。

### 第7 警察安全相談担当部署での管理

警察安全相談担当部署は、所属で受理又は対応した警察安全相談について、相談簿の管理及び対応状況等の把握を徹底するとともに、進捗状況を定期的に点検し、主管課に対し適切な指導等を行うこと。

第3章 警察安全相談適正化委員会の設置

#### 第8 委員会の設置及び構成

- 1 警察署に警察安全相談適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の構成は、以下のとおりとする。
  - (1) 委員長 警察署長
  - (2) 副委員長 副署長又は次長
  - (3) 委員 刑事官、地域官、交通官、地域交通官及び各課長

### 第9 事務局

- 1 事務局は警察署警務課に置く。
- 2 事務局は、相談の受理状況及び対応状況を委員会に報告するとともに、会議録を作成 し、その写しを警察安全相談課へ送付する。

### 第10 目的

委員会は、当該警察署における警察安全相談の適正化を図るため、警察安全相談に関する総合調整を行う。

#### 第11 任務

- 1 委員長は、おおむね1か月に1回以上委員会を招集する。
- 2 委員会は、次の事項を協議する。
  - (1) 警察署に寄せられたすべての警察安全相談の把握
  - (2) 警察安全相談への対応状況の点検

- (3) 部門間の連携又は他機関との連絡を必要とする事案についての調整
- 3 委員長は、警察安全相談の対応状況を確認し、必要な指揮を行うものとする。 第4章 賞揚等

# 第12 賞揚

各級幹部は、警察安全相談業務の実情を十分把握し、相談者の立場に立った適切な対応により犯罪及び被害の未然防止に功労があった者に対して、積極的な賞揚を行うなど、適正な評価を行うこと。

# 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、警察安全相談の対応の要領は、別に定める。